

DISCLOSURE 2014

横浜中央信用組合の現況

未来への思いに応えます



YOKOHAMA CHUO

横浜中央信用組合

YOKOHAMA CHUO SHINKUMI DISCLOSURE 2014

当組合の概要

平成 26 年 3 月 31 日現在

業 種	中小企業等協同組合法に基づく金融機関
本店所在地	神奈川県横浜市中区蓬莱町 2 丁目 3 番地
創 業	昭和 37 年 2 月 28 日
出 資 金	19,552 百万円
預金・積金	114,897 百万円
貸 出 金	79,795 百万円
職 員 数	176 名
店 舗 数	18 店舗
組合員数	27,479 人
営 業 地 区	神奈川県、静岡県、茨城県、千葉県、 福井県、富山県、石川県、長野県、 群馬県、栃木県、新潟県、山梨県



(本店外観)

目次

■ ごあいさつ	2	■ 当組合と地域社会	21
■ 経営理念・経営方針・事業の組織	5	■ 当組合の総代会について	23
■ 沿革・あゆみ	6	■ 総代一覧 / 役員一覧	25
■ 営業地区・店舗一覧 / 自動機器設置状況	7	■ リスク管理体制について	27
■ 業績のご報告	9	■ 法令等遵守 (コンプライアンス) 態勢	28
■ 開示債権の状況	11	■ 資料編	33
■ 自己資本の充実状況等について	13	■ 索引	46

ごあいさつ



理事長 呉 龍 夫

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。
このたび、当組合の現況を取りまとめた平成25年度のディスクロージャー誌を作成しましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

当組合は、ご承知のとおり本年3月10日に、中央商銀信用組合とあすなろ信用組合が合併し、横浜中央信用組合として新たにスタートいたしました。

また、合併時に金融機能強化法に基づく公的資金の活用と自助の増資により財政基盤の強化を図り、お客様への円滑な資金供給のための体制を整えました。

その結果、金融機関の健全性を示す期末の自己資本比率は国内基準を大きく上回る26.22%となりました。これも一重に組合員の皆様と関係諸団体の、ご支援、ご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、平成25年度の日本経済は、政府のいわゆる「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、消費マインドが改善し、内需を中心として景気回復の動きが広がり、企業においても、収益の増加から設備投資も持ち直しの傾向にありました。

政府は引き続き景気対策として「日本再興戦略」の実行を加速・強化するとしておりますが、まだまだ、中小企業を取り巻く環境は厳しいものがあると考えております。

当組合は、この度の合併を機に協同組合の原点に帰って、相互扶助の精神に基づき、組合員を中心とした中小企業者と勤労者の経済活動を側面から支援し、地域社会の発展に貢献できる金融機関を目指して、役職員一丸となって邁進する所存ですので、変わらぬご支援のほど、宜しく願い申し上げます。

平成26年7月

理事長 呉 龍 夫

誕生、更なる発展を目指して

中央商銀信用組合とあすなろ信用組合は、平成 26 年 3 月 10 日に合併し、横浜中央信用組合として、新たにスタート致しました。今後も、相互扶助の精神に基づき、さらなるサービスの向上と発展を期し、お客様の信頼を第一に全力を尽くす所存でございます。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。





地域の皆さまと共に

経営理念

感謝

常に感謝と調和の心を持ち、誠実に地域社会、同胞社会に貢献し、組合員と地域の繁栄と幸福のために努力する。

飛躍

輝かしい未来を展望し、自ら意識改革し自己研鑽と活性化を図り、限りなき発展に向かって飛躍する。

共栄

地域社会のニーズに応え地域社会に愛され、信頼されることを目指し、内外共に協調と共存共栄を図る。

経営方針

変革と結束

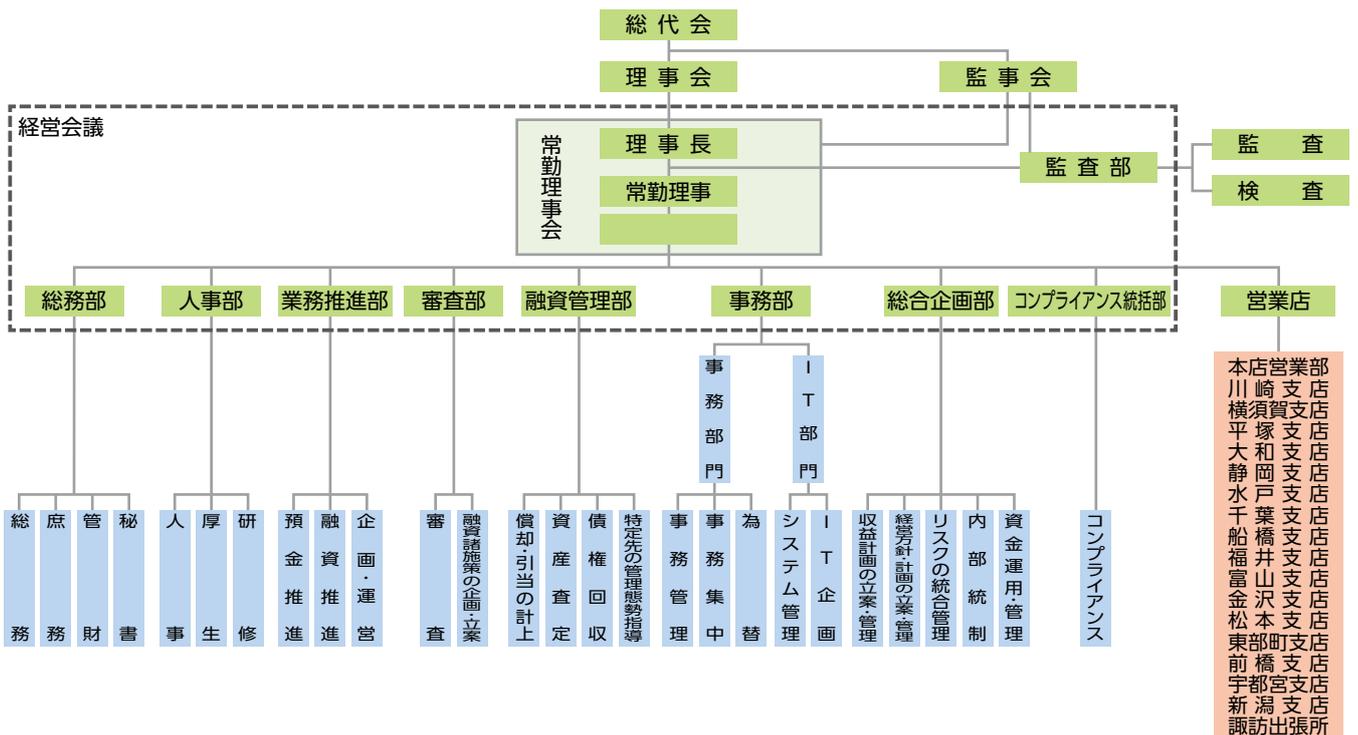
I. 重点項目

1. 法令等遵守態勢の充実
2. 信用リスク管理の徹底
3. 優良融資取引先の開拓
4. 中小企業金融円滑化法期限到来後のより一層の中小企業支援

II. 行動方針

1. 相互協力の下、結束して経営課題に取り組む
2. 具体性をもって、ムダ、ムリ、ムラのない業務を遂行する
3. 意思の疎通を図って、風通しの良い職場環境を醸成する

事業の組織



当組合のあゆみ (沿革)

- 1962年 3月 横浜商銀信用組合開業 (横浜市神奈川区鶴屋町)
- 1963年 11月 川崎支店開店
- 1965年 4月 福井商銀信用組合開業 (福井市宝永)
- 1965年 12月 横須賀支店開店
- 1967年 9月 本店ビル竣工移転 (現在地)
- 1972年 3月 横浜商銀信用組合創立 10周年記念式典
- 1975年 8月 福井商銀信用組合創立 10周年記念式典
- 1976年 1月 長野商銀信用組合開業
- 1977年 10月 平塚支店開店
- 1982年 3月 横浜商銀信用組合創立 20周年記念式典
- 1985年 5月 福井商銀信用組合創立 20周年記念式典
- 1985年 9月 キャッシュサービス (ATM) 開始
- 1992年 3月 横浜商銀信用組合創立 30周年記念式典
- 1993年 1月 大和支店開店
- 1994年 11月 福井商銀信用組合創立 30周年記念式典
- 1996年 1月 長野商銀信用組合創立 20周年記念式典
- 1999年 1月 旧静岡商銀信用組合事業譲受
- 2000年 6月 福井商銀信用組合が旧富山商銀信用組合を事業譲受し、北陸商銀信用組合に改称
- 2001年 4月 旧石川商銀信用組合事業譲受
- 2001年 11月 長野商銀信用組合、群馬商銀信用組合、栃木商銀信用組合が合併し、あすなる信用組合に改称
- 2001年 12月 旧茨城商銀信用組合事業譲受
- 2002年 3月 旧新潟商銀信用組合事業譲受
- 2002年 6月 旧千葉商銀信用組合事業譲受
- 2004年 5月 アイワイバンク (現セブン銀行) との ATM 提携開始
- 2007年 12月 横浜商銀信用組合と北陸商銀信用組合が合併し、中央商銀信用組合に改称
- 2009年 9月 信組情報サービス(株)「SKC」へ勘定系システム移行
- 2014年 3月 中央商銀信用組合とあすなる信用組合が合併し、横浜中央信用組合に改称

当組合の子会社

該当ありません



営業店舗のご案内

当組合は、神奈川をはじめ静岡・茨城・千葉・福井・富山・石川、さらに長野・群馬・栃木・新潟・山梨を加えた12県に18の店舗をもつ広域信用組合です。地元のお客様へのきめ細かなサービスと広範囲の安定したネットワークという長所を生かし、地域経済発展の力強いサポーターを目指しています。



● 営業店舗

神奈川県

本店
 店舗コード：001
 〒 231-0048
 神奈川県横浜市中区
 蓬萊町 2-3
 TEL (045) 251-6921
 FAX (045) 252-6718
 自動機器 (ATM)
 設置状況：1 台

川崎支店
 店舗コード：002
 〒 210-0005
 神奈川県川崎市川崎区
 東田町 10-35
 TEL (044) 244-4961
 FAX (044) 244-0351

横須賀支店
 店舗コード：003
 〒 238-0006
 神奈川県横須賀市
 日の出町 1-2-8
 TEL (046) 822-6935
 FAX (046) 825-0368

平塚支店
 店舗コード：004
 〒 254-0024
 神奈川県平塚市
 馬入本町 12-15
 TEL (0463) 23-2222
 FAX (0463) 23-9931

大和支店
 店舗コード：007
 〒 242-0021
 神奈川県大和市
 中央 5-12-1
 TEL (046) 260-0211
 FAX (046) 260-0221

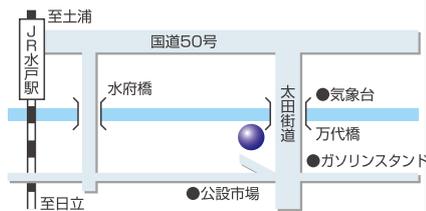
静岡支店
 店舗コード：009
 〒 420-0034
 静岡県静岡市
 葵区常盤町 3-5-12
 TEL (054) 255-2295
 FAX (054) 255-0504

茨城県

水戸支店

店舗コード：012

〒310-0004
茨城県水戸市
青柳町 344-2
TEL (029) 221-2321
FAX (029) 221-2303

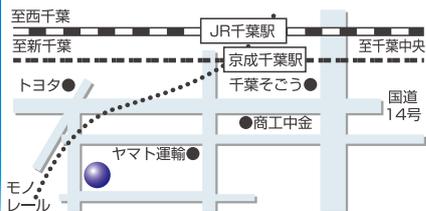


千葉県

千葉支店

店舗コード：014

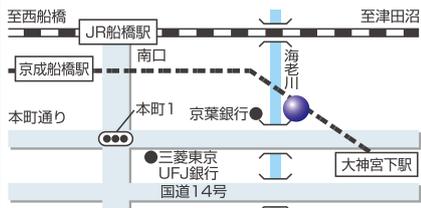
〒260-0027
千葉県千葉市
中央区新田町 13-11
TEL (043) 248-2323
FAX (043) 246-7009



船橋支店

店舗コード：015

〒273-0003
千葉県船橋市
宮本 1-22-13
TEL (047) 424-4841
FAX (047) 424-5564

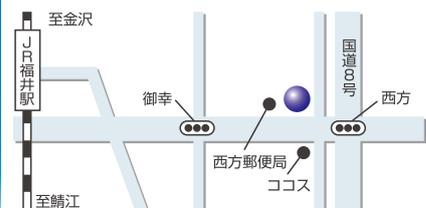


福井県

福井支店

店舗コード：022

〒910-0854
福井県福井市
御幸 4-10-25
TEL (0776) 24-1200
FAX (0776) 27-6818

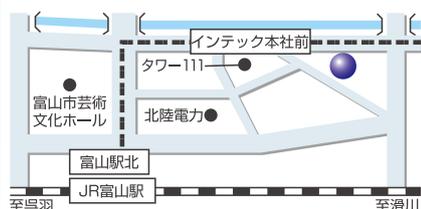


富山県

富山支店

店舗コード：024

〒930-0856
富山県富山市
牛島新町 4-3
TEL (076) 433-2220
FAX (076) 433-2229

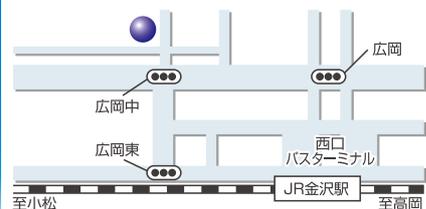


石川県

金沢支店

店舗コード：025

〒920-0031
石川県金沢市
広岡 2-6-26
TEL (076) 221-1267
FAX (076) 221-2045

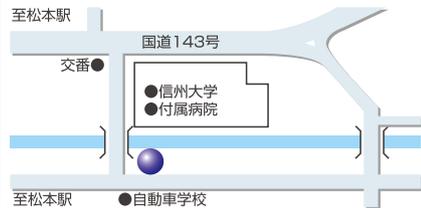


長野県

松本支店

店舗コード：031

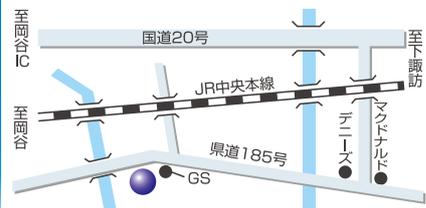
〒390-0803
長野県松本市
元町 3-4-45
TEL (0263) 35-4177
FAX (0263) 35-4325



諏訪出張所

店舗コード：031

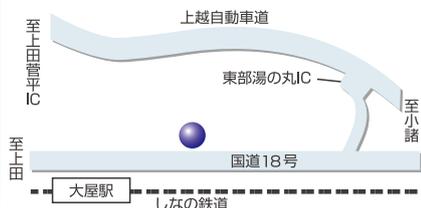
〒394-0081
長野県岡谷市
長地権現町 4-4-1
TEL (0266) 27-1515
FAX (0266) 27-1887



東部町支店

店舗コード：032

〒389-0505
長野県東御市
和 1631-1
TEL (0268) 64-2747
FAX (0268) 64-2798

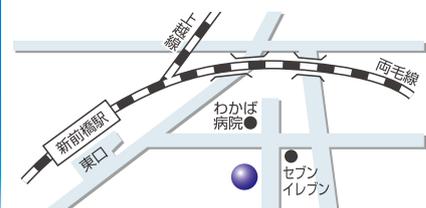


群馬県

前橋支店

店舗コード：035

〒371-0844
群馬県前橋市
古市町 1-5-4
TEL (027) 252-2301
FAX (027) 252-2551

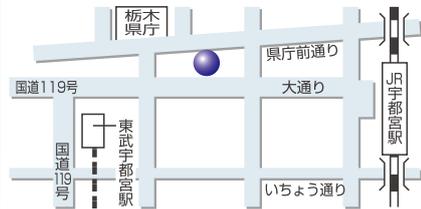


栃木県

宇都宮支店

店舗コード：037

〒320-0027
栃木県宇都宮市
塙田 2-4-2
TEL (028) 625-0221
FAX (028) 625-0224

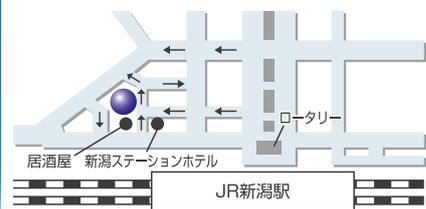


新潟県

新潟支店

店舗コード：038

〒950-0901
新潟県新潟市
中央区弁天 3-2-28
TEL (025) 245-8281
FAX (025) 245-8287



業績のご報告

平成25年度 経営環境・事業概況

平成25年度の日本経済は、いわゆるアベノミクス効果により、個人消費や公共投資などの内需が回復傾向にあり実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど景気は緩やかに回復しつつあるとされました。

平成26年度以降は、家計所得や投資の増加が続き、景気回復の確かなものとなることが期待されております。

こうした経済環境のなか、当組合は、平成26年3月10日に合併し、「横浜中央信用組合」として再スタートしました。合併により広域な営業地域における中小規模事業者等の資金需要に応えることが可能になったことに加え、将来的に規模拡大によるスケールメリットを最大限に活かした新たな収益基盤の構造が図られるものとなりました。

合併にあたっては金融機能強化法に基づく公的資金を受入れるなど、多額の資本支援を受け、将来の貸倒れに備えて貸倒引当金を大幅に積み増ししました。

その結果、赤字決算となりましたが、自己資本比率は国内基準を大きく上回る26.22%となり、資産の健全性は確実に保たれております。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	2,662,216	2,122,792	2,538,222	2,047,082	2,126,720
経 常 利 益	△782,728	△337,534	614,643	187,401	△6,990,277
当 期 純 利 益	△1,360,323	△447,045	177,740	143,439	△6,168,883
預 金 積 金 残 高	85,110,620	74,873,327	75,379,034	75,678,621	114,897,702
貸 出 金 残 高	57,122,216	49,257,513	46,035,680	48,188,649	79,795,503
有 価 証 券 残 高	85,571	85,533	4,085,066	2,567,358	53,172
総 資 産 額	95,519,959	85,030,742	83,673,113	82,906,710	141,095,388
純 資 産 額	2,391,282	1,907,386	2,001,065	2,058,288	20,086,194
自己資本比率(単体)	4.26 %	4.38 %	4.53 %	4.32 %	26.22 %
普 通 出 資 総 額	2,945,068	2,708,236	2,592,860	2,506,394	5,802,323
普 通 出 資 総 口 数	29,450,681 □	27,082,363 □	25,928,602 □	25,063,942 □	58,023,239 □
優 先 出 資 総 額	1,700,000	1,700,000	1,800,000	1,800,000	13,750,000
優 先 出 資 総 口 数	12,000,000 □	12,000,000 □	13,000,000 □	13,000,000 □	22,250,000 □
出 資 対 する 配 当 金	—	—	—	—	—
職 員 数	135 人	127 人	124 人	114 人	176 人

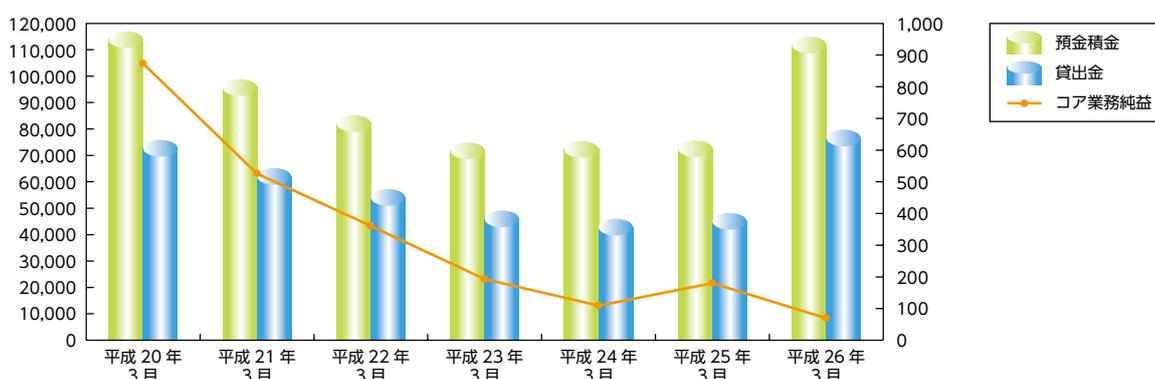
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預金積金・貸出金・コア業務純益の推移

(単位：百万円)

区 分	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
預 金 積 金	116,942	98,933	85,110	74,873	75,379	75,678	114,897
貸 出 金	75,855	65,066	57,122	49,257	46,035	48,188	79,795
コア業務純益	873	526	361	193	109	180	70



平成25年度 決算の概要

1. 預金積金

期末の預金残高は前期比 51.82%増加し、1,148 億円となりました。合併に伴い 353 億円を引き継いだことや、「合併記念定期預金」が非常に好調で募集金額 50 億円のところ約 80 億円の契約があったことなどから前期比 392 億円の増加となりました。

2. 貸出金

期末貸出金残高は前期比 65.58%増加し、797 億円となりました。合併に伴い 266 億円を引き継いだことや、「経営強化計画」に基づく積極的な資金供給を取組んだことから前期比 316 億円の増加となりました。

なお、中小規模事業者等への貸出金残高は前期比で 40 億円増加した半面、不良債権処理として約 19 億円の貸出金償却を実施しました。

3. 収益

貸出金利回は低下しましたが、積極的な融資推進を行ったことから貸出金平均残高が前期比 77 億円増加し、資金運用収益は前期比で 153 百万円増加の 1,842 百万円となりましたが、資金調達費用 325 百万円や合併に伴う経費を計上した結果、コア業務純益は前期比で 110 百万円減少の 70 百万円となりました。

また、不良債権処理費用（貸倒引当金繰入、貸出金償却）として、予防的引当の目的で十分な引当金の積み増しや償却を 7,231 百万円行ったため、当期純利益は 6,168 百万円の赤字となりました。

4. 事業の展望及び対処すべき課題

新役員体制の下、安定した経営基盤を築き、引き続き中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を行い、地域経済の発展に貢献していくため、次の事項を重点的に取り組んでまいります。

- 営業態勢の強化による貸出の増強
- 収益力の強化
- 信用コスト削減のための取組強化
- 経営の効率化
- 経営強化計画の確実な履行体制の構築

開示債権の状況

リスク管理債権の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

項 目		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破綻先債権	平成 24 年度末	2,307	1,567	740	100.0
	平成 25 年度末	2,594	1,111	1,482	100.0
延滞債権	平成 24 年度末	20,189	13,183	4,861	89.3
	平成 25 年度末	20,584	10,874	9,228	97.6
3 ヶ月以上延滞債権	平成 24 年度末	4	4	0	100.0
	平成 25 年度末	0	0	0	0.0
貸出条件緩和債権	平成 24 年度末	352	31	97	36.4
	平成 25 年度末	325	26	49	23.2
合 計	平成 24 年度末	22,853	14,785	5,699	89.6
	平成 25 年度末	23,503	12,012	10,760	96.8

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また少数点第2位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者及び手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、前記破綻先債権及び経営再建等を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金です。
- 「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞先債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の「担保・保証等 (B)」は、当該債権額と当該債務者の総貸出金額の比率按分により求めております。
- 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金の対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法に基づく開示債権の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当引当率 (C) / (A - B)
破産更正債権及び これらに準ずる債権	平成 24 年度末	12,976	8,773	4,203	12,976	100.0	100.0
	平成 25 年度末	15,695	7,371	8,323	15,695	100.0	100.0
危 険 債 権	平成 24 年度末	9,632	6,076	1,404	7,481	77.6	39.5
	平成 25 年度末	7,603	4,721	2,393	7,115	93.5	83.0
要 管 理 債 権	平成 24 年度末	356	35	97	133	37.3	30.4
	平成 25 年度末	325	26	49	75	23.3	16.5
不 良 債 権	平成 24 年度末	22,965	14,885	5,705	20,591	89.6	70.6
	平成 25 年度末	23,623	12,119	10,766	22,886	96.8	93.5
正 常 債 権	平成 24 年度末	54,222					
	平成 25 年度末	56,986					
合 計	平成 24 年度末	77,188					
	平成 25 年度末	80,610					

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また少数点第2位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、自己査定において、破綻先又は実質破綻先に区分された債権です。(破綻先とは、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。)
2. 「危険債権」とは、自己査定において、破綻懸念先に区分された債権です。(破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。)
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。(要注意先とは、貸出条件・履行状況・財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者といえます。)
4. 「正常債権」とは、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己資本の充実状況等について

当組合の新 BIS 規制（バーゼルⅢ）対応

早期是正措置（銀行法第 26 条第 1 項に基づく命令）の概要

自己資本比率		是正措置の内容
大手銀行グループ等、海外で業務を行う金融機関	信用組合等、国内で業務を行う金融機関	
8%以上	4%以上	経営体質が健全で問題がない金融機関 経営改善計画の作成・実施命令 総資産の圧縮、新規業務の禁止等 大幅な業務の縮小、合併等の実施命令 業務の一部・全部の停止命令
4%以上8%未満	2%以上4%未満	
2%以上4%未満	1%以上2%未満	
0%以上2%未満	0%以上1%未満	
0%未満	0%未満	

自己資本充実状況（自己資本比率明細）

（単位：千円）

項 目	平成 24 年度
(自己資本)	
出資金	4,306,394
非累積的永久優先出資	1,800,000
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	—
特別積立金	—
繰越金（当期末残高）	△ 2,772,692
その他	—
自己優先出資（△）	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損（△）	—
営業権相当額（△）	—
のれん相当額（△）	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	—
基本的項目（A）	1,533,701
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	322,726
一般貸倒引当金	156,642
負債性資本調達手段等	200,000
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	200,000
補完的項目不算入額（△）	—
補完的項目（B）	679,368
自己資本総額（A+B）=（C）	2,213,070
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除金額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能をもつ I/O ストリップス（告示第 223 条を準用する場合を含む）	—
控除項目不算入額（△）	—
控除項目計（D）	—
自己資本額（C）-（D）=（E）	2,213,070
(リスクアセット等)	
資産（オン・バランス）項目	47,787,089
オフ・バランス取引等項目	591,232
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	2,799,995
リスク・アセット等計（F）	51,178,318
単体 Tier1 比率（A/F）	2.99%
単体自己資本比率（E/F）	4.32%

（注）1. 「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 22 号）に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

項 目	平成 25 年度	経過措置による 不算入額
	コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,561,655	
うち、出資金及び資本剰余金の額	19,561,655	
うち、利益剰余金の額	—	
うち、外部流出予定額 (△)	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	962,032	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	962,032	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	438,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	322,726	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,284,415	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	20,746	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	20,746	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20,746	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,263,669	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	76,962,636	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	—	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	4,120,939	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	81,083,575	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	26.22%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」が平成 25 年 3 月 8 日に改正され、平成 26 年 3 月 31 日から改正後の告示が適用されたことから、平成 24 年度においては旧告示に基づく開示、平成 25 年度においては新告示に基づく開示を行っております。
なお、当組合は国内基準を採用しております。

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	横浜中央信用組合	横浜中央信用組合	横浜中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	5,802 百万円	13,759 百万円 ※13,759 百万円のうち、13,750 百万円は優先出資金、9 百万円は資本準備金に計上しております。	438 百万円
償還期限(償還日)	—	—	平成 26 年 4 月 30 日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	—

自己資本充実に関する事項

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	48,378	1,935	76,962	3,078
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	48,378	1,935	76,962	3,078
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	5,365	214	12,393	495
(iii) 法人等向け	30,912	1,236	44,748	1,789
(iv) 中小企業等・個人向け	480	19	2,023	80
(v) 抵当権付住宅ローン	39	1	159	6
(vi) 不動産取得等事業向け	4,445	177	5,574	222
(vii) 3 か月以上延滞等	3,349	133	3,403	136
(viii) 出資等			—	—
出資等のエクスポージャー			—	—
重要な出資のエクスポージャー			—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			—	—
(viii) その他	3,785	151	8,660	346
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
⑤ CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額			—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,799	111	4,120	164
ハ. 単純総所得所要自己資本額 (イ+ロ)	51,178	2,047	81,083	3,243

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額× 4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府機関関係、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3 か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは (i) ~ (x) に区分されないエクスポージャーのことです。具体的には取立未済手形、信用保証協会等、出資等が含まれております。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

$$\left(\text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法} \right) \\ \frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4%

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上の延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス 取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国 内	83,063	142,139	49,110	82,419	2,508	—	—	—	8,379	13,917
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	83,063	142,139	49,110	82,419	2,508	—	—	—	8,379	13,917
製 造 業	596	1,415	596	1,415	—	—	—	—	186	593
農 業、林 業	—	2	—	2	—	—	—	—	—	2
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,019	2,207	1,018	2,205	—	—	—	—	85	606
電気、ガス、熱供給、水道業	—	7	—	7	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	555	994	554	994	—	—	—	—	—	52
卸売業、小売業	1,168	3,519	1,167	3,518	—	—	—	—	7	200
金融業、保険業	767	864	767	863	—	—	—	—	106	95
不 動 産 業	15,902	21,796	15,857	21,772	—	—	—	—	2,579	4,021
各種サービス業	22,242	39,416	22,202	39,406	—	—	—	—	3,453	5,063
国・地方公共団体等	2,586	67	78	67	2,508	—	—	—	—	—
個 人	6,441	11,605	6,417	11,573	—	—	—	—	1,961	3,281
そ の 他	31,783	60,241	450	592	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	83,063	142,139	49,110	82,419	2,508	—	—	—	8,379	13,917
1 年 以 下	7,230	13,215	7,230	13,215	2,508	—	—	—	—	—
1 年超 3 年以下	4,782	7,046	4,782	7,046	—	—	—	—	—	—
3 年超 5 年以下	6,260	9,700	6,260	9,700	—	—	—	—	—	—
5 年超 7 年以下	3,363	5,857	3,363	5,857	—	—	—	—	—	—
7 年超 10 年以下	13,958	18,454	13,958	18,454	—	—	—	—	—	—
1 0 年 超	9,777	19,538	9,777	19,538	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	37,690	68,326	3,737	8,605	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	83,063	142,139	49,110	82,419	2,508	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	合併受入高	当期増加額	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 24 年度	217	—	156	—	217	156
	平成 25 年度	156	443	1,044	—	599	1,044
個別貸倒引当金	平成 24 年度	2,578	—	2,414	186	2,391	2,414
	平成 25 年度	2,414	3,199	10,723	1,195	4,418	10,723
合計	平成 24 年度	2,795	—	2,571	186	2,609	2,571
	平成 25 年度	2,571	3,642	11,768	1,195	5,018	11,768

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	平成 24 年度	平成 25 年度								
国内	2,578	2,414	180	9,031	344	723	2,414	10,723	411	1,926
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,578	2,414	180	9,031	344	723	2,414	10,723	411	1,926
製造業	62	19	—	644	42	2	19	662	60	21
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	25	23	—	471	1	6	23	489	2	19
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	138	113	—	229	25	—	113	342	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	249	—	3	—	246	—	—
金融業、保険業	7	13	6	12	—	—	13	24	—	2
不動産業	827	725	4	1,626	105	312	725	2,039	129	1,037
各種サービス	1,046	1,071	152	3,631	128	201	1,071	4,500	94	368
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	471	448	18	1,887	40	196	448	2,140	124	431
その他	—	—	—	278	—	—	—	278	—	45
合計	2,578	2,414	180	9,031	344	723	2,414	10,723	411	1,926

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	458	—	491	—
合計	458	—	491	—

(注) 1. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
該当ありません。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	格付あり	格付無し	格付あり	格付無し
0	—	6,445	—	6,031
10	—	72	—	371
20	—	26,829	—	61,966
35	—	375	—	914
50	—	2,338	—	6,841
75	—	1,321	—	4,725
100	—	44,991	—	60,240
150	—	692	—	1,051
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	83,063	—	142,139

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,613	6,442	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	1,865	5,315	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	301	630	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	3	26	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	350	374	—	—	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等	93	95	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段の うち対象普通出資等に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通 出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかつた 部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪ その他	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 (注) 2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 (注) 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会等による保証付等が含まれます。

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

● 金利リスクについて

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクであります。

統合的リスク管理方針により、管理体制を定めており、資産・負債を総合管理し運用戦略等の策定・実行に関わる組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの管理を行う体制としております。

当組合では、SKC ALM システムを導入して、定期的に評価・計測を行い、資産・負債の最適化に向けた対応と金利変動に対するリスク管理を行っております。

■ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

SKC ALM システムを導入して、「金利ラダー方式」により、オンバランスギャップ残高及び金利 1bp 上昇時の現在価値変動額と情報金利ショック下での現在価値変動額の算定を行っております。

- ・ タイル値を求める金利データは、1カ月～12カ月LIBOR、2年～20年はSWAPを使用しております。
- ・ 金利1bp上昇時の計算方法は、「金利1bp上昇時の現在価値変動額＝残高×修正デュレーション÷100」であります。
- ・ 金利ショック幅の計測方法は、5年分の金利差データを基に計算して、1%タイル値と99%タイル値を採用しております。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益経済価値の増減額	55	174

● 派生商品取引及び長期決済間取引について

該当ありません

● 証券化取引について

当組合は、証券化取引を行っておりません

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、中小企業者及び個人のお客様から、貸付の条件変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付の条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

② 中小企業の経営支援に対する態勢整備

審査部を担当部署として経営支援に取り組んでおり、守秘義務に留意しつつ該当する他金融機関、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、中小企業再生支援協議会等間で相互に情報の確認を行なう等連携に努めております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組状況

お客様からの相談や要望に対して、お客様の状況に応じた返済方法の見直しや新規融資を行なうことにより経営支援に取り組んでおります。また、お客様による資金繰り計画や経営改善計画等の策定が困難な場合は、当組合自らが策定に携わることにより経営支援に取り組んでおります。

④ 地域の活性化に関する取組状況

各営業地区内の民団や婦人会、商工会等の会合や活動に積極的に参加し、情報交換を通じて、ビジネスマッチングや各地域の民団社会等の活性化推進に取り組んでおります。

● 経営改善支援の取組み実績

【平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）】

(単位：先数)

	期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先 α	αのうち期末に債務者区分が上昇した先数 β		αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	
			β	γ		
正常先	381	10	0	7		
要注意先	うちその他要注意先	209	83	1	54	
	うち要管理先	11	3	0	2	
破綻懸念先	75	21	1	12		
実質破綻先	199	0	0	0		
破綻先	58	0	0	0		
合計	933	117	2	75		

(注) ① 期初債務者及び債務者区分は 25 年 4 月初時点まで整理しております。

② 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含んでおりません。

③ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めておりません。

④ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。

⑤ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が当初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。

⑥ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

⑦ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。

⑧ みなし正常先については正常先の債務者に計上しております。

●自己資本比率の算出方法について< BIS 規制と新 BIS 規制（バーゼルⅢ） >

従来、自己資本比率は、出資金や利益準備金、諸積立金等の自己資本の総額を「分子」として、信用リスク・アセット、即ち、貸出金や株式等の損失が発生する可能性のある資産総額を「分母」として計算をしてきました。

これは、BIS 規制と呼ばれ、わが国では平成 5 年から適用されていますが、近年の金融技術の進展等により、金融機関が抱えるリスクも一段と多様化、複雑化しているところから、平成 19 年 3 月期決算からは、新しい自己資本比率規制、いわゆる新 BIS 規制が導入されました。

新 BIS 規制では、自己資本比率を計算するに際しての「分母」には、信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナルリスク相当額を当局が定める 8% で割って得た額を計上することになりました。

オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等により損失を被るリスクのことであり、オペレーショナルリスク相当額の計算に当たっては、①基礎的手法②粗利益分配手法③先進的計測手法の 3 つの手法がありますが、当組合では、基礎的手法を採用し、1 年間の粗利益に 15% を乗じた額の直近 3 年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額としております。

また、信用リスク・アセットの計算に当たっても、新 BIS 規制では、①標準的手法②基礎的内部格付手法③先進的内部格付手法の 3 つの手法から選択することとなりましたが、当組合では、標準的手法を採用しております。

さらに、標準的手法で信用リスク・アセットの計算は、資産の項目毎に、所定のリスク・ウェイト、即ち、損失が発生する危険度に応じた掛け目を掛けて、それを合計して求めるわけですが、新 BIS 規制では、この掛け目も見直され、抵当権付き住宅ローンや、残高 1 億円以下の中小企業向け融資の掛け目が減らされる一方で、3 ヶ月以上支払いが滞っている融資については、引当率に応じて最大 150% まで掛け目が増やされる等、リスクの大小に応じて、よりきめ細かく、信用リスク・アセットを算出することとなりました。

●信用リスクについて

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであります。

当組合では、個々の融資条件については、営業店の審査後、営業推進部門から独立した審査部において客観的な総合審査を行っております。また、条件内容に応じ「融資に関する決裁権限基準」に基づき常務会で合議するなど適正な審査と相互牽制が働く体制の構築を目指すとともに、貸出資産の健全性確保と安定した収益の確保に取り組んでおります。また、自己査定については、営業店等の一次査定後、営業推進部門から独立した二次査定グループが厳正な最終査定を実施し、その査定に基づき適正な償却・引当を実施しております。

債務者の格付けなどを行う信用リスクシステムは現在導入していませんが、将来的には導入したいと考えております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定した計数を計上しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、当局指定の格付機関のうち、株式会社日本格付研究所（JCR）を使用することとしております。

当組合は、すべての法人向けエクスポージャー（中小企業向けエクスポージャーを除く）に 100% のリスク・ウェイトを適用しております。従いまして、すべての法人向けエクスポージャー以外に該当する金融機関向けエクスポージャー、証券会社向けエクスポージャー、中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー等については、株式会社日本格付研究所（JCR）を使用することとしております。

●信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業内容、経営者手腕、担保、保証など、様々な角度から総合的に融資判断を行っておりますが、あくまでも担保、保証による保全措置は、補完的な位置付けとして管理しております。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産、保証人、信用保証協会保証等がありますが、当組合の融資事務取扱規程に基づき適切な事務取扱並びに適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越の取引に関しまして、お客様が期限の利益を喪失された場合、約定書等の契約により該当与信取引の範囲内において、預金相殺手続きを用いる場合があります。この場合、当組合は原則、充當した結果を書面によりお客様に通知しております。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保となっておりますが、当組合では、自組合預金積金を担保としたもののみ使用しております。

●オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外性的な事象により損失を被るリスクであります。

オペレーショナル・リスク管理方針により、基本的な管理体制を定めており、「リスク管理委員会」にて具体的なリスク管理を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクの定量測定方法として「基礎的手法」を採用して計測しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「基礎的手法」を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●株式・出資金等について

当組合の資産勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券及び出資金等であり、リスクは信用リスクと同様に財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであります。

当組合では、全国信用協同組合連合会の出資金及び、(株)商工組合中央金庫株式並びに信用組合業界に関連する限定された法人の非上場株式を保有しております。また、当組合の資金運用基準の定めにより、株式についてはリスク管理の観点から新規の保有を行わない方針とし、同基準にて適正な運用・管理を行っております。

自己査定規程に基づいた資産査定を実施しております。運用目的の株式等の取得・保有がありませんので、リスクの状況は当該法人の財務諸表などにより個々に評価しております。

当組合と地域社会



地域社会活性化への取り組み

横浜中央信用組合は、地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客様にご融資し、事業や生活のご繁栄に寄与するとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に努めております

**9月1日～9月7日「しんくみの日週間」に
地域の清掃活動を行いました。**



本店・本部



金沢支店



松本支店

平塚支店



水戸支店



千葉支店



船橋支店



献血サポーター

また、毎年献血サポーターとして
献血運動を行っております。



横浜中央信用組合と地域社会

～皆様からの「信頼の絆」を地域社会の繁栄につなげています～

預金について（地域からの資金調達状況） P 41

預金積金・出資金

貸出金について（地域への資金供給状況） P 42
サービスについて P 43～44

貸出金・サービス

余裕資金の運用について P 40、41

お客様・組合員の皆様

横浜中央信用組合

当組合の総代会について

(1) 総代会の役割・機能・仕組み

信用組合は、協同組合組織金融機関であり、組合員の総意により組合の意思を決定する機関としての「総会」が設けられております。この「総会」は法律に定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができる、組合の最高意思決定機関といえます。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数（200人）を超える組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

(2) 総代会の議決または承認事項とする主な事項

①普通議決

- イ. 理事、監事の選任及び解任
- ロ. 決算関係書類の承認
- ハ. 毎事業年度の収支予算案及び事業計画案の設定または変更
- ニ. 役員（理事・監事）の報酬
- ホ. 議長の選任
- ヘ. 事業の譲受け
- ト. 会計監査人の選任、解任

②特別議決

- イ. 定款変更
- ロ. 組合の解散
- ハ. 組合の合併
- ニ. 事業の譲渡
- ホ. 組合員の除名

(3) 総代会へ報告事項

①主な報告事項

- イ. 貸借対照表・損益計算書の内容
- ロ. 会計監査人の解任理由

②主な意見報告、意見陳述事項

- イ. 監事による、総会提出議案・書類に違反等ある旨の意見報告
- ロ. 監事による、監事選任・解任・報酬についての意見陳述
- ハ. 解任された会計監査人による意見陳述
- ニ. 会計監査人による、会計監査人選任、不再任、解任についての意見陳述
- ホ. 会計監査人が決算関係書類の適法性等について監事と意見を異にするときの意見陳述
- ヘ. 定時総代会における会計監査人出席決議があったときの意見陳述

(4) 通常総代会と臨時総代会

①通常総代会

当組合定款第 25 条第 1 項により、「毎事業年度終了後 3 月以内に招集する」と定められております。

②臨時総代会

臨時総代会は、回数に制限なく、いつでも定款の定めるところにより必要に応じて招集することができます。

また、組合員の利益保護の見地から、組合員は総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、理事会に対して臨時総代会の請求をすることができます。この請求は、会議の目的及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出することもできます。

代表理事は、その請求が適法になされたときは、理事会を開き、請求のあった日から起算して 20 日以内に臨時総代会の招集をしなければなりません。

なお、組合員が臨時総代会の招集を請求してから 10 日以内に召集手続きをしないときは、その組合員は、行政庁の認可を得て、自ら臨時総代会を招集することができます。

(5) 総代会議事録について

総代会の議決内容は、組合員及び組合の債権者にとって関心事であります。また、総代会に出席できない組合員及び組合の債権者を保護するために議事録の閲覧・謄本請求権が付与され、その要求に対して理事は正当な理由がない限り拒否できないこととしております。

総代会の議事録はその原本を主たる事務所（本店）に 10 年間、その謄本を従たる事務所に 5 年間備置くこととなっております。

(6) 議決内容の通知についての当組合としての考え方

従来は、法律に基づき規定された組合の解散・合併・事業の譲渡を議決した場合のみ組合員の皆様に通知を行っておりましたが、ガバナンスの向上を図る観点から、これらを何らかの形で開示する必要があるものと考えております。

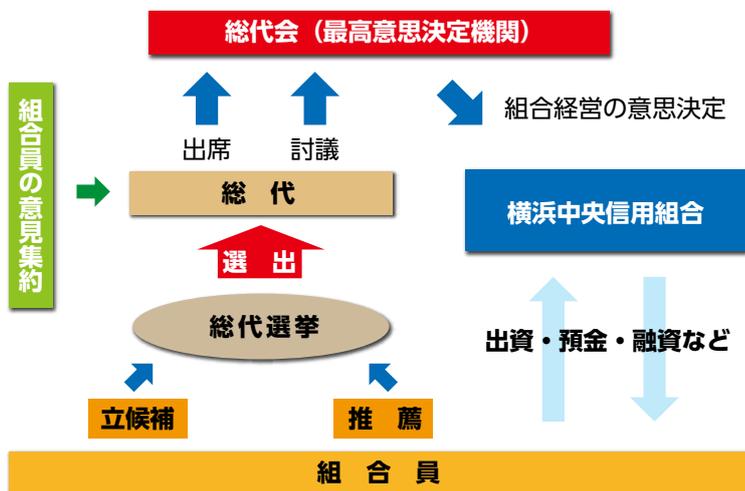
(7) 組合員の意見を総代会に反映させる仕組みについての考え方

当組合は、営業地域が広範囲に及ぶことから、各地域毎の地区組合員懇親会や地区総代懇親会などの実施をしております。また、こうした懇親会の中からの意見・要望についてどのように業務に反映させたのかを総代・組合員の皆様にフィードバックするについても検討を加えております。

(8) 平成 26 年 6 月 27 日開催の当組合第 1 期通常総代会議案内容

- ①損失金処理案承認の件
 - ②第 2 期 事業計画案、収支予算案承認の件
 - ③組合員除名に関する件
 - ④定款の一部変更承認の件
 - ⑤任期満了に伴う理事・監事選任の件
- 以上

■総代会の仕組み



総代の任期・選挙

(1) 当組合の総代の任期

当組合の総代の任期は、定款第 29 条の定めにより 3 年間となっています。また、平成 26 年 6 月 30 日現在の総代数は 125 名（当組合の定款で定められている定数は 100 名以上、150 名以内）であります。

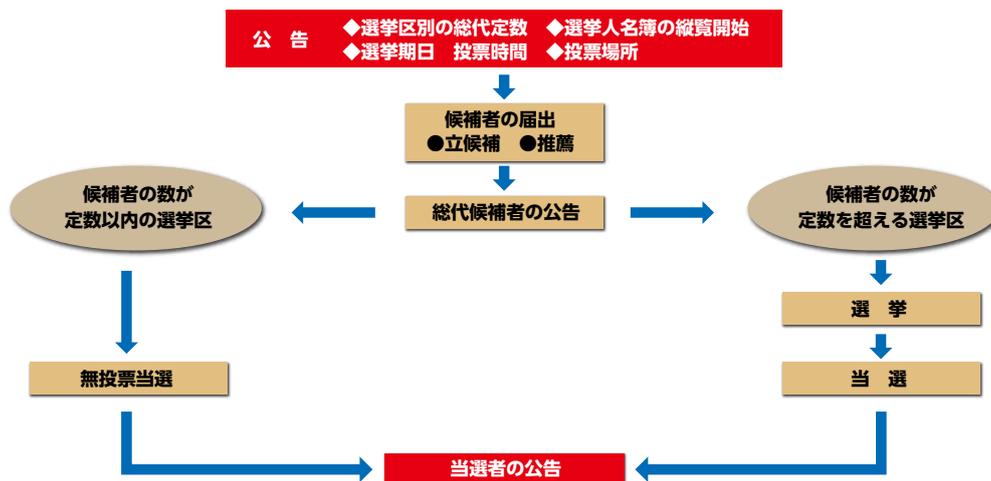
(2) 総代の選挙について

- ① 総代の選挙を行うときは、組合員のうちから、理事会の定める選挙区ごとに選挙します。
- ② 各選挙区において選挙すべき総代の数は、選挙区ごとに理事会が決定しております。
- ③ 選挙は任期満了の日から 15 日以内に行い、選挙の期日は理事会が定め 15 日前までに公告しております。
- ④ 選挙の管理は、理事長が総代選挙管理人となり、管理しております。また、理事長は選挙区ごとに、選挙管理人代理人 1 人と選挙立会人 2 人以上を委嘱することとなっております。さらに、これを選挙期日 7 日前までに、公告することとなっております。
- ⑤ 立候補者の届出
総代立候補者は、2 名以上の推薦をもって総代選挙管理人に届出を行うこととなっております。これにより、総代選挙管理人は直ちに、その候補者氏名を公告することとなっております。
- ⑥ 投票について
理事長が予め定めた様式の投票用紙により、選挙管理人または

は、選挙管理人代理人が定める方法により投票用紙にその選挙区における被選挙者の氏名を自書して投票することとなります。

- ⑦ 開票等について
開票の方法、投票の無効・有効については当組合の総代選挙規程に基づき選挙立会人による立会のもと厳正に行うこととしております。
- ⑧ 当選者
選挙の結果、有効投票の多数を得た者をもって当選者としします。ただし、投票数が同数である場合は、選挙管理人または、選挙管理人代理人によるくじ引きとなります。また、当選を辞した者がいるときは、有効投票の多数を得た者で当選者とならなかった者の中から逐次当選者としします。
- ⑨ 無投票による当選
各選挙区において、総代候補者が選挙すべき総代の数を超えないときは、投票を行わず、その候補者をもって当選者としします。また、当選者が定まったときは、直ちに当選者にその旨を通知するとともに、当選者の氏名を公告いたします。
- ⑩ 当選の効力等
当選者は、当選通知を受けた日から 7 日以内に当選を承諾する旨、または承諾をしない旨届出をすることとなっております。当選の効力は、その当選者が承諾する旨の届出をしたときから生じます。

■総代選挙までの手続き



■総代の選挙区・定数・総代数 (2014年7月1日現在)

選挙区	対象地区・営業店	総代定数	総代数	
神奈川県地区	横浜地区	本店所轄地域	19名	19名
	川崎地区	川崎支店所轄地域	13名	13名
	横須賀地区	横須賀支店所轄地域	5名	5名
	平塚地区	平塚支店所轄地域	5名	5名
	大和地区	大和支店所轄地域	5名	5名
静岡県地区	静岡地区	静岡支店所轄地域	5名	5名
茨城県地区	水戸地区	水戸支店所轄地域	4名	4名
	千葉地区	千葉支店所轄地域	5名	5名
千葉県地区	船橋地区	船橋支店所轄地域	4名	4名
	福井地区	福井支店所轄地域	10名	10名
富山県地区	富山地区	富山支店所轄地域	4名	4名
石川県地区	金沢地区	金沢支店所轄地域	4名	4名
	松本地区	松本支店・諏訪出張所所轄地域	15名	15名
長野県・山梨県地区	東部町地区	東部町支店所轄地域	6名	6名
	群馬県地区	前橋地区	前橋支店所轄地域	7名
栃木県地区	宇都宮地区	宇都宮支店所轄地域	7名	7名
新潟県地区	新潟地区	新潟支店所轄地域	7名	7名
	合計		125名	125名

総代一覽

(2014年7月1日現在)【順不同、敬称略】

(任期 2014年7月1日～2017年6月30日)

●横浜地区 19名

趙忠未	三木亨謨	洪采植
李起峯	朴正聖	金徳萬
金栄哲	殷一洙	李亨植
李正寿	李順載	趙聖濟
徐光秀	金守幸	吳吉明
洪弘喜	李竜一	早川恭彦
三井徳益		

●川崎地区 13名

金在斗	林春善	殷鍾七
朴在植	李重光	田平萬
原田京秀	大城達夫	金子宗守
岩本照台	朴洋明	梁大成
小林昇		

●横須賀地区 5名

青山智志	金城和義	佐井憲雄
李正一	平川正明	

●平塚地区 5名

黄昌柱	張甲淳	尹一好
山田敏理	金徳龍	

●大和地区 5名

岡村正夫	宋文奎	金甲祚
伊坂重憲	金永根	

●静岡地区 5名

宋寅模	南弘明	宮下幸三
趙度濟	成川政明	

●水戸地区 4名

崔文雄	権民陽	金桂一
姜章光		

●千葉地区 5名

朴昇浩	丁源昊	金豊成
卞鐘彦	郭福男	

●船橋地区 4名

李一男	崔湑灝	金萬石
李剛成		

●福井地区 10名

金学黙	鄭大鳳	鄭外奎
村田清松	尹鐘権	李台斗
兎浩司	金練吉	趙善濟
尹泰充		

●富山地区 4名

岩本政雄	澤江幸行	李子龍
李容基		

●金沢地区 4名

吳賢志	金本正吉	東典弘
浅野哲洋		

●松本地区 15名

辛京碩	朴永大	韓永基
金谷徳明	吳公連	木谷進海
高昌星	伊東重光	粟津原実
朴吉熙	鄭研吉	新井聡
金眞	金秀男	朴秀俊

●東部町地区 6名

金元東	河本龍男	金龍洙
金光慶	蔣炳宙	達川巨鳳生

●前橋地区 7名

金賢振	李正夫	安本正寿
白盛基	中村猛	趙栄日
朴政志		

●宇都宮地区 7名

南四郎	金光雄	須田耕一
金山秀雄	辛基秀	申畿淳
伊庭雅彦		

●新潟地区 7名

金鉄寿	朴龍夫	金日光
李敬錫	朴浩昌	金子勝浩
田盛恒		

役員一覽

(2014年7月1日現在)

●常勤役員 7名

理事長 (代表理事)	吳龍夫
専務理事 (代表理事)	卞健一
常務理事	飯山高康
常務理事	松山昌辰
常勤理事	有川繁雄
常勤理事	池野和己
常勤監事	澤崎秀幸

●非常勤役員 19名

理事	鄭進	理事	尹鐘鎮
理事	鄭龍鉉	理事	金一雄
理事	木村秀盛	理事	金慶昭
理事	加藤明廣	理事	吳公太
理事	林義雄	理事	鄭郁
理事	趙権濟	理事	尹憲祚
理事	陳賢徳	理事	朴昌泳
理事	金利中	理事	李法生
理事	金誠一郎		
監事	橋本和男	監事	坂根聡

※定款上の役員定数 理事 20人以上 30人以内 監事 2人以上 4人以内
 ※監事 澤崎秀幸、橋本和男、坂根 聡は員外監事であります。

役職員の報酬体系

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示項目となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 平成 25 年度における役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	51,825	180,000
監 事	257	10,000
合 計	52,083	190,000

注 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注 2. 支払人数は、理事 9 名、監事 1 名です（期中に退任した者を含む）。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 25 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注 2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注 3. なお、平成 25 年度においては、該当する会社はありませんでした。

注 4. 「同等額」は、平成 25 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢

当組合は金融機関としての社会的責任と公共的使命の重要性を認識し、地域社会、同胞社会に愛され信頼される信用組合であり続けるために、当組合の行動綱領を以下のように定めております。

1. 公共的使命

横浜中央信用組合は、地域金融機関の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

2. キメ細かい金融サービスの提供

横浜中央信用組合は、地域の経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

横浜中央信用組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

4. 地域社会とのコミュニケーション

横浜中央信用組合は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 職員の人権の尊重等

横浜中央信用組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境問題への取組み

横浜中央信用組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の再現を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 社会貢献活動への取組み

横浜中央信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組みます。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

当組合が地域社会から信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなければなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、コンプライアンス委員会規程を定め、強固なコンプライアンス態勢を確保するためのコンプライアンス委員会を設置しております。またコンプライアンスを一元的に統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、法令違反等の早期発見と未然防止を目的とした内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを設置しております。

さらに、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

また、当組合では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備及び勧誘の適正確保を図ることとしております。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または
「お客様相談室」をお願いいたします。

お客様相談室お問い合わせダイヤル

住 所	神奈川県横浜市中央区蓬萊町2丁目3番地
電話番号	045-251-6349
受付時間	9:00~17:00 (土日・祝日及び金融機関の休業日を除く)

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合のお客様相談室までお問い合わせください。)



名 称	しんくみ相談所 一般社団法人 全国信用組合中央協会
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月~金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00~17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室お問い合わせダイヤルまたはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

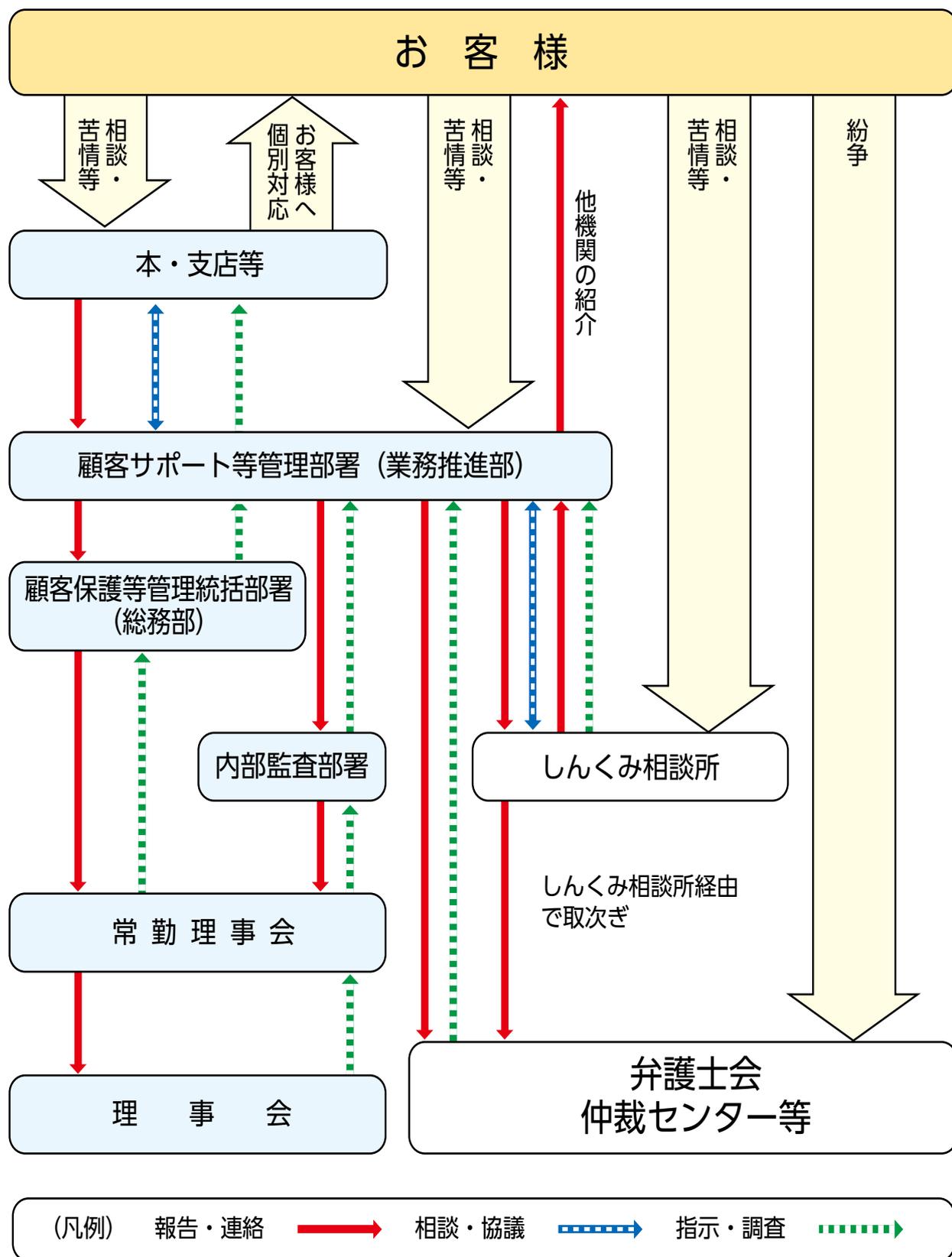
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月~金 (除 祝日、年末年始) 9:00~12:00 13:00~15:00	月~金 (除 祝日、年末年始) 10:00~12:00 13:00~16:00	月~金 (除 祝日、年末年始) 9:30~12:00 13:00~17:00

－ 当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。－

1. お客様からの苦情等については、お取引先店舗またはお客様相談室お問い合わせダイヤルで受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿って、適切にお取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況及び処理指示については、業務推進部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規則等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとったうえ、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、必要な調査を行って苦情等の発生原因を把握したうえ、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢

(2014年6月30日現在)



個人情報保護宣言

横浜中央信用組合（以下、「当組合」といいます）では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等（以下、法といいます）を遵守して以下の考えに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び、窓口等に掲示することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

業務推進部 TEL 045-251-6349
FAX 045-252-7921

以上

振り込め詐欺等による「口座不正利用」への対応

振り込め詐欺等による「口座不正利用」への対応

預金口座を不正に利用した「振り込め詐欺」「架空料金請求詐欺」等を行う悪質な事件が跡を絶ちません。当組合では、このような問題を重く受け止め、犯罪の未然防止およびお客様の財産保護のため、犯罪収益移転防止法、預金規定に基づき次のような対応をしております。

- 預金口座開設時に、お客様のお取引時確認を徹底しております。
- 万一、預金口座の動き等より「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届出しております。
- 預金口座が、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合には、預金規定等に基づき、預金取引停止または口座解約を迅速かつ的確に行っております。
- 窓口にて振込先の確認等を行い、また所轄警察署と協力し、振り込め詐欺等の防止に努めております。

お客様へのお願い

最近の詐欺はお金を振り込ませる方法ではありません。

お金を手渡しさせる被害が多く発生しています。

不審な電話は**110番!**

不審な
電話とは…

- ① 「携帯をなくして電話番号が変わった」
 - ② 「電車、タクシーの中にカバンを忘れてしまった」
 - ③ 「医療費や税金の還付がある」
- …等の電話です。



もし、**このような言葉の電話**がかかってきたら



注意
1

必ず、家族の「変更前の電話番号」にかけ直す。

※つながらない場合は、ご家族・ご親戚に連絡し、事実を確認する。

注意
2

「ウン」だと分かったら110番へ通報する。

※電話だけで、知らない口座にお金を振り込んだり、家族以外の人にお金やキャッシュカードを手渡したり、絶対しないでください。

※横浜中央信用組合では地元警察署との連携を強化するとともに、店頭・ATM等で「振り込め詐欺」に関する注意を呼びかけています。

YOKOHAMA CHUO SHINKUMI DISCLOSURE 2014

資料編

財務諸表

- 貸借対照表 34
- 貸借対照表の注記事項 35
- 損益計算書 37
- 損失金処理計算書 38

経営指標

- 主要業務に関する指標 40

- 預金に関する指標 41
- 貸出金等に関する指標 42
- 有価証券に関する指標 42
- 代理貸・為替等実績 43

営業のご案内

- 主要な商品各種サービス 44
- 主な手数料のご案内 45



財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
(資産の部)		
現金	3,872,863	6,026,425
預け金	26,656,139	61,747,100
有価証券	2,567,358	53,172
国債	2,508,008	—
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	—	—
株式	59,350	53,172
その他の証券	—	—
貸出金	48,188,649	79,795,503
割引手形	1,020	102,408
手形貸付	2,482,217	6,919,913
証書貸付	45,681,236	72,424,943
当座貸越	24,174	348,238
その他資産	795,397	809,185
未決済為替貸	2,825	6,523
全信組連出資金	398,900	437,900
前払費用	2,966	2,814
未収収益	312,805	240,870
その他の資産	536,676	579,711
資産減損引当金	△ 458,775	△ 458,635
有形固定資産	2,861,753	3,668,256
建物	362,089	530,915
土地	2,263,361	2,872,479
リース資産	—	13,721
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	236,302	251,139
無形固定資産	25,793	20,746
ソフトウェア	5,643	5,588
のれん	—	—
その他の無形固定資産	20,149	15,157
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	510,252	743,098
貸倒引当金	△ 2,571,497	△ 11,768,100
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,414,854	△ 10,723,504
資産の部合計	82,906,710	141,095,388

科 目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
(負債の部)		
預金積金	75,678,621	114,897,702
当座預金	2,582,972	2,096,881
普通預金	11,653,467	15,833,317
貯蓄預金	17,222	23,458
通知預金	10,130	10,000
定期預金	60,367,026	94,371,943
定期積金	905,403	2,214,842
その他の預金	142,398	347,258
譲渡性預金	—	—
借入金	3,784,800	3,902,800
借入金	3,784,800	3,902,800
当座貸越	—	—
その他の負債	579,289	1,140,763
未決済為替借	12,709	16,794
未払費用	327,759	783,001
給付補填備金	1,672	5,916
未払法人税等	9,368	19,005
前受収益	9,623	56,848
払戻未済金	139,906	145,742
職員預り金	60,326	76,050
リース債務	—	13,721
その他の負債	17,923	23,682
代理業務勘定	—	924
賞与引当金	24,209	41,333
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	75,353	81,595
その他の引当金	3,246	8,342
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	17	—
再評価に係る繰延税金負債	192,632	192,632
債務保証	510,252	743,098
負債の部合計	80,848,422	121,009,194
(純資産の部)		
出資金	4,306,394	19,552,323
普通出資金	2,506,394	5,802,323
優先出資金	1,800,000	13,750,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	11,250,000
資本準備金	—	11,250,000
その他の資本準備金	—	—
利益剰余金	△ 2,772,692	△ 11,240,668
利益準備金	—	—
その他の利益剰余金	△ 2,772,692	△ 11,240,668
特別積立金	—	—
(目的積立金)	—	—
当期末処分剰余金	△ 2,772,692	△ 11,240,668
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	1,533,701	19,561,655
その他有価証券評価差額金	48	—
繰延ヘッジ損失	—	—
土地再評価差額金	524,538	524,538
評価・換算差額等合計	524,586	524,538
純資産の部合計	2,058,288	20,086,194
負債及び純資産の部合計	82,906,710	141,095,388

貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、旧横浜商銀信用組合の事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,049,006千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,766,177千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条1号に定める地価公示法に基づいて（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△990,187千円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～39年
その他	5年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額についてはリース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。また、リース資産総額に重要性が乏しいため利息相当額は合理的な見積額を控除しない方法を採用し、減価償却費の算定方法は定額法によっております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に総合企画部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,926,386千円であります。
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付

された劣後特約付借入金478,000千円が含まれております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（13,613千円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に占める当組合の掛金拠出割合は0.758%となっております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 資産減損引当金は、その他の資産に係る損失に備えるため、必要と見積もられる金額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
9,208,476千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
287,000千円
- 有形固定資産の減価償却累計額
2,657,505千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,594,117千円、延滞債権額は20,584,524千円あります。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は0千円あります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は325,204千円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,503,847千円あります。なお、18から20に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両の一部についてはリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の合計額は、102,408千円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	4,322,859千円
担保資産に対応する債務	借入金	3,424,800千円

上記のほか、公金取扱、為替取引等のために預け金3,623,279千円、その他の資産36,290千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は△127円77銭です。

なお、算出にあたっては、純資産の部から優先出資発行額を控除しております。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会等を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、総合的管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	61,747,100	61,947,000	199,900
(2) 有価証券	53,172	53,172	-
その他有価証券	53,172	53,172	-
(3) 貸出金 ※ 1	79,795,503		
貸倒引当金 ※ 2	△ 11,768,100		
	68,027,403	70,561,833	2,534,430
金融資産計	129,827,675	132,562,005	2,734,330
(1) 預金積金	114,897,702	115,791,000	893,298
(2) 借入金	3,902,800	3,902,800	-
金融負債計	118,800,502	119,693,800	893,298

※ 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価としてみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は事業年度末における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金の合計キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金は一定の期間ごとに算出した将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値を時価としております。その割引率は、

新規に預金を受入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該約定価額を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	53,172
組合出資金	438,239
合 計	491,411

当事業年度において、非上場株式について 407 千円償却処理を行っております。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるものに区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものに区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券に区分した有価証券はありません。

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

31. 中央商銀信用組合とあすなろ信用組合は、平成 26 年 3 月 10 日を合併期日として、中央商銀信用組合を合併存続組合とする対等合併を行いました。合併の内容は以下のとおりであります。

(1) 被合併消滅組合の名称、合併日及び合併後の存続組合の名称は以下のとおりであります。

①被合併消滅組合の名称

あすなろ信用組合

②合併の目的

中小規模事業者等に対する円滑な資金供給や積極的なコンサルティング機能の発揮をはじめ、お取引先のニーズを踏まえた十分な金融サービスを提供していくために、両組合の営業基盤や経営資源を統合し、営業エリアの拡大やスケールメリットを図り、強固な経営基盤を構築するため。

③合併日

平成 26 年 3 月 10 日

④合併後の存続組合の名称

横浜中央信用組合

(2) 合併比率及び出資 1 口あたりの金額は以下のとおりであります。

①合併比率

対等合併とし、合併比率は 1:1 としております。

②合併比率の算定方法

両組合の合意により、旧あすなろ信用組合の普通出資 1 口(1,000 円)をもって、横浜中央信用組合の普通出資 10 口(1 口 100 円)にあてるものとしております。

③出資 1 口あたりの金額

100 円

(3) 合併に伴い引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳は以下のとおりであります。

資産合計	37,740,600 千円
うち預け金	11,418,033 千円
うち有価証券	780 千円
うち貸出金	26,624,489 千円
うち貸倒引当金	△ 3,891,309 千円
負債合計	37,114,109 千円
うち預金積金	35,351,232 千円
うち借入金	1,014,200 千円
純資産合計	626,490 千円
うち出資金	2,925,583 千円
うち利益剰余金	△ 2,299,092 千円

なお、これらについては帳簿価額で評価しております。

(4) 会計処理方法の統一について

会計処理方法は統一しております。

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
経常収益	2,047,082	2,126,720
資金運用収益	1,689,068	1,842,872
貸出金利息	1,445,933	1,634,845
預け金利息	224,827	188,901
有価証券利息配当金	2,351	3,168
その他の受入利息	15,956	15,956
役務取引等収益	38,580	40,287
受入為替手数料	26,089	25,852
その他の役務収益	12,491	14,434
その他の業務収益	78,294	10,794
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	－	58
その他の業務収益	78,294	10,735
その他経常収益	241,139	232,767
貸倒引当金戻入	37,837	－
償却債権取立益	135,191	193,571
株式等売却益	－	－
その他の経常収益	68,110	39,195
経常費用	1,859,681	9,116,998
資金調達費用	335,201	325,910
預金利息	317,489	310,053
給付補填備金繰入額	1,970	1,616
譲渡性預金利息	－	－
借入金利息	15,115	13,625
その他の支払利息	625	615
役務取引等費用	32,799	34,237
支払為替手数料	9,529	9,649
その他の役務費用	23,270	24,587
その他業務費用	438	48
国債等債券売却損	－	－
国債等債券償還損	－	0
国債等債券償却	－	－
その他の業務費用	438	48
経費	1,257,051	1,463,326
人件費	721,014	735,124
物件費	510,806	702,634
税金	25,231	25,567
その他経常費用	234,190	7,293,475
貸倒引当金繰入額	－	6,500,706
貸出金償却	225,149	730,974
株式等売却損	－	－
株式等償却	－	407
その他資産償却	－	598
その他の経常費用	9,040	60,789
経常利益	187,401	△ 6,990,277

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
特別利益	14,652	1,000,140
固定資産処分益	－	－
合併に伴う支援金	－	1,000,000
その他の特別利益	14,652	140
特別損失	2,206	160,732
固定資産処分損	2,206	32,023
減損損失	－	128,709
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	199,847	△ 6,150,869
法人税・住民税及び事業税	12,895	18,013
法人税等調整額	43,513	－
当期純利益	143,439	△ 6,168,883
繰越金（当期首残高）	△ 2,916,131	△ 4,790,679
合併による剰余金受入額	－	△ 281,106
……積立金取崩額	－	－
当期末処分剰余金	△ 2,772,692	△ 11,240,668

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 △ 226 円 48 銭
- 当期において、以下の「有形固定資産」について減損損失を計上しております。
(単位：千円)

地 域	主な用途	種 類	減損損失
長野県長野市	遊休資産	有形固定資産 (土 地)	128,709

上記遊休資産は、継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（128,709千円）として計上しております。

当組合の営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位でグルーピングしております。遊休資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから各資産単位でグルーピングしております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。

- 計算書類に含まれる被合併消滅組合の業績の期間
平成 26 年 3 月 10 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 当該合併に要した支出額及びその科目
支出額 254,609 千円
科目名 物件費 (内訳) 事務費 212,702 千円
固定資産費 1,319 千円
事業費 27,542 千円
人事厚生費 9,847 千円
その他経常費用 (内訳) その他の経常費用 3,197 千円

損失金処理計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
当期末処分剰余金	△ 2,772,692	△ 11,240,668
資本準備金取崩額	－	11,240,668
利益準備金	－	－
普通出資に対する配当金	－	－
優先出資に対する配当金	－	－
事業の利用分量に対する配当金	－	－
役員賞与金	－	－
特別積立金	－	－
退職給与積立金	－	－
目的積立金	－	－
次期繰越金	△ 2,772,692	－

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
評価損益	－	－

(注) その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

財務諸表の適法性及び内部監査の有効性と法定監査状況

私は、当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第1期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適法性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月27日

横浜中央信用組合

理事長 吳龍夫





独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

横浜中央信用組合
理事会 御中

監査法人 まほろば

指定社員 業務執行社員	公認会計士	土屋 洋奈	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	赤坂 知紀	

当監査法人は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項」の規定に基づき、横浜中央信用組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理表及び往記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高 (単位:百万円、千円、%)

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	24年度	76,316 ^{百万}	1,689,068 ^{千円}	2.21%
	25年度	81,385	1,842,872	2.26
うち貸出金	24年度	45,176	1,445,933	3.20
	25年度	52,910	1,634,845	3.08
うち預け金	24年度	29,953	224,827	0.75
	25年度	27,958	188,901	0.67
うち金融機関貸付等	24年度	300	3,687	1.22
	25年度	306	3,415	1.11
うち有価証券	24年度	787	2,351	0.29
	25年度	115	3,168	2.75
資金調達勘定	24年度	77,940	335,201	0.43
	25年度	82,168	325,910	0.39
うち預金積金	24年度	73,719	319,459	0.43
	25年度	78,679	311,669	0.39
うち譲渡性預金	24年度	-	-	-
	25年度	-	-	-
うち借入金	24年度	4,158	15,115	0.36
	25年度	3,427	13,625	0.39

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成 24 年度 1,261 百万円、平成 25 年度 1,203 百万円)を、控除して表示しております。

総資金利鞘等 (単位:%)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
資金運用利回 (a)	2.21	2.26
資金調達原価率 (b)	2.04	2.17
資金利鞘 (a - b)	0.17	0.09

1 店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
1 店舗当たりの預金残高	6,306	6,383
1 店舗当たりの貸出金残高	4,015	4,433

役職員 1 人当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
役職員 1 人当たりの預金残高	615	624
役職員 1 人当たりの貸出金残高	391	433

オフバランス取引の状況

該当ありません。

先物取引の時価情報

該当ありません。

総資産利益率 (単位:%)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
総資産経常利益率	0.23	△ 8.15
総資産当期純利益率	0.17	△ 7.20

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報、満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種類	平成 24 年度			平成 25 年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価額等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。

その他の有価証券 (単位:百万円)

種類	平成 24 年度			平成 25 年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-
	国債	2,508	2,508	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	小計	2,508	2,508	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価額等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。

時価評価されていない有価証券の主な内容 (単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	53,172
信組情報サービス株式会社	1,900
しんくみ総合サービス株式会社	330
株式会社商工組合中央金庫	49,600
横須賀中央町づくり	892
S H キャピタル	450

※非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象としてはおりません。

※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

預貸率及び預証率

(単位：％)

科目	年度	平成 24 年度	平成 25 年度
預貸率	(期末)	63.67	69.44
	(期中平残)	61.28	67.24
預証率	(期末)	3.39	0.04
	(期中平残)	1.06	0.14

その他の業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	19	58
金融派生商品収益	－	－
その他の業務収益	78,275	10,735
その他業務収益合計	78,294	10,794

粗利益

(単位：千円、％)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
資金運用収益	1,689,068	1,842,872
資金調達費用	335,201	325,910
資金運用収支	1,353,866	1,516,962
役員取引等収益	38,580	40,287
役員取引等費用	32,799	34,237
役員取引等収支	5,780	6,050
その他業務収益	78,294	10,794
その他業務費用	438	48
その他業務収支	77,856	10,745
業務粗利益	1,437,504	1,533,757
業務粗利益率	1.88%	1.88%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	721,014	735,124
報酬給料手当	595,552	610,173
退職給付費用	50,719	51,083
その他	74,741	73,867
物件費	510,806	702,634
事務費	223,931	396,169
固定資産費	95,405	98,708
事業費	71,942	87,800
人事厚生費	17,847	29,919
減価償却費	47,681	42,824
その他	53,997	47,212
税金	25,231	25,567
経費合計	1,257,051	1,463,326

役員取引の状況

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
役員取引等収益	38,580	40,287
受入為替手数料	26,089	25,852
その他の受入手数料	12,491	14,434
その他の役員取引等収益	－	－
役員取引等費用	32,799	34,237
支払為替手数料	9,529	9,649
その他の支払手数料	3,518	4,904
その他の役員取引等費用	19,751	19,683

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
受取利息の増減	△ 102,257	153,804
支払利息の増減	△ 97,779	△ 9,291

業務純益及びコア業務純益

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
業務純益	180,452	△ 448,108
コア業務純益	180,441	70,373

(注) コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 + 国債等債券損益

預金種目別平均残高

(単位：百万円、％)

科目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	13,859	18.8	14,432	18.3
定期性預金	59,860	81.2	64,246	81.7
その他の預金	－	－	－	－
合計	73,719	100.0	78,679	100.0

財形貯蓄残高

該当ありません。

預金者別預金残高

(単位：百万円、％)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	64,880	85.7	96,673	84.1
法人	10,797	14.3	18,224	15.9
一般法人	10,673	14.1	17,839	15.5
金融機関	106	0.1	358	0.3
公金	17	0.0	26	0.0
合計	75,678	100.0	114,897	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
固定金利定期預金	60,349	94,320
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	17	51
合計	60,367	94,371

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	11	0.0	3	0.0
手形貸付	1,905	4.2	2,958	5.6
証書貸付	43,228	95.7	49,897	94.3
当座貸越	31	0.1	50	0.1
合計	45,176	100.0	52,910	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	725	92.1	57	50.3
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	62	7.9	57	49.7
その他の証券	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—
合計	787	100.0	115	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	24年度末	2,508	—
	25年度末	—	—	—	—
地方債	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
短期社債	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
社債	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
株式	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
外国証券	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
その他の証券	24年度末	—	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—
合計	24年度末	2,508	—	—	—
	25年度末	—	—	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	605,901	1.2	815,419	1.0
農業、林業	—	—	4,106	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	30,607	0.0
建設業	1,033,712	2.1	2,149,011	2.7
電気・ガス・熱供給業・水道業	—	—	1,670	0.0
情報通信業	14,549	0.0	453,372	0.6
運輸業、郵便業	562,975	1.2	830,671	1.0
卸売・小売業	1,054,403	2.2	2,897,317	3.6
金融・保険業	803,693	1.7	860,803	1.1
不動産業	15,836,596	32.9	20,389,093	25.6
物品賃貸業	14,300	0.0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	6,005,730	12.5	9,256,581	11.6
飲食業	191,130	0.4	671,625	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	14,449,322	30.0	21,407,909	26.8
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	325,724	0.7	764,727	1.0
その他のサービス業	986,283	2.0	2,615,796	3.3
各種サービス	376,499	0.8	458,119	0.6
小計	42,260,822	87.7	63,606,826	79.7
地方公共団体	78,430	0.2	66,990	0.1
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費納税資金等)	5,849,397	12.1	16,121,687	20.2
合計	48,188,649	100.0	79,795,503	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	24年度末	3,559
	25年度末	6,235	7.8	—
有価証券	24年度末	15	0.0	—
	25年度末	7	0.0	—
動産	24年度末	—	—	—
	25年度末	86	0.1	—
不動産	24年度末	41,910	87.0	496
	25年度末	53,782	67.4	645
その他	24年度末	563	1.2	—
	25年度末	427	0.5	—
小計	24年度末	46,048	95.6	496
	25年度末	60,539	75.9	645
信用保証協会・信用保険	24年度末	158	0.3	—
	25年度末	850	1.1	—
保証	24年度末	1,282	2.7	13
	25年度末	15,846	19.9	23
信用	24年度末	699	1.5	—
	25年度末	2,558	3.2	74
合計	24年度末	48,188	100.0	510
	25年度末	79,795	100.0	743

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
固定金利	28,602	41,506
変動金利	19,586	38,289
合計	48,188	79,795

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	5,849	100.0	16,121	100.0
住宅ローン	—	—	—	—
合計	5,849	100.0	16,121	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	23,472	48.7	43,418	54.4
設備資金	24,715	51.3	36,376	45.6
合計	48,188	100.0	79,795	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

科目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	156,642	△ 61,135	1,044,596	887,954
個別貸倒引当金	2,414,854	△ 163,357	10,723,504	8,308,650
貸倒引当金合計	2,571,497	△ 224,492	11,768,100	9,196,603

貸出金償却

(単位：百万円)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出金償却	411,804	1,926,386

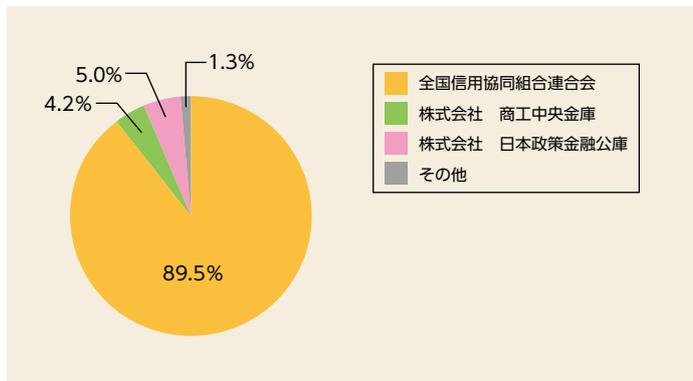
※各項目の平成 24 年度の数値は、合併前の旧中央商銀信用組合における数値を表示しております。

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
全国信用協同組合連合会	474,163	664,949
株式会社 商工中央金庫	36,000	31,200
株式会社 日本政策金融公庫	88	36,949
住宅金融支援機構	-	-
年金資金運用基金	-	-
独立行政法人雇用・能力開発機構	-	-
独立行政法人福祉医療機構	-	-
その他	-	10,000
合 計	510,252	743,098

平成 25 年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成 24 年度末		平成 25 年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込・代金取立	他の金融機関向け	52,686	81,704	67,885	100,612
	他の金融機関から	17,693	43,218	29,730	81,978

外国為替取扱高

該当ありません

公共債引受額

該当ありません

外貨建資産残高

該当ありません

公共債窓販実績

該当ありません

■主要な業務の内容

A. 預金事務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金業務、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金、外貨預金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社 日本政策金融公庫、株式会社 商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務

営業のご案内

預金業務

	商品名	商品内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
流動性預金	普通預金	いつでも出し入れができます。給与・年金・配当金の自動受取や、各種口座振替にご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	無利息型普通預金 (決済用預金)	預金保険制度により全額が保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
	総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・支払う・借りる」などの機能を持った、便利な通帳です。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金	会社や商店の資金決済にご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	7日以上	10,000円以上
	納税準備預金	各種税金のお支払い準備のために、ご利用ください。	入金自由 出金は納税時	1円以上
	貯蓄預金		出し入れ自由	1円以上
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で1年据置後、1ヵ月前までに期日の指定によりお支払いができます。	据置期間1年以上 最長預入期間3年	1,000円以上
	スーパー定期預金	金額・期間に応じ自分のプランにあった預け入れができます。	1ヵ月以上5年以内	1,000円以上 1,000万円まで
	大口定期預金	まとまったお金を有利に運用できる商品です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	特別商品 「ベストパートナーⅡ」	お預け入れ期間により利率がステップアップする商品です。 (お取扱期間：2014年3月10日～2015年3月31日)	1年・3年・5年	10万円以上 1,000万円まで
	特別商品「いつでも満期」	いろんなニーズにお応えした新型定期預金1ヵ月据置後自由満期型預金です。(お取扱期間：2014年3月10日～2015年3月31日)	据置期間1ヵ月以上 最長預入期間1年	10万円以上 1,000万円まで
	特別商品「子育て定期預金」	20歳未満の扶養するお子様をお持ちの子育て世代の個人の方を応援させていただきます商品です。 (お取扱期間：2014年3月10日～2015年3月31日)	1年	10万円以上 1,000万円まで
	特別商品「年金定期預金」	公的年金及び企業年金を継続的に受け取りの個人の方にお勧めの商品です。(お取扱期間：2014年3月10日～2015年3月31日)	1年	10万円以上 1,000万円まで
定期積金	定期積金	将来の生活設計に合わせ、期間を定め毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	6ヵ月以上5年以内	月額1,000円以上
	特別商品「子育て支援積金」	20歳未満の扶養するお子様をお持ちの子育て世代の個人の方を応援させていただきます商品です。 (お取扱期間：2014年3月10日～2015年3月31日)	1年以上5年以内	月額1万円以上 1,000円単位

融資業務

	商品名	商品内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
個人ローン	奨学ローン	受験、入学、在学中に係る必要な資金にご利用ください。他金融機関の教育資金に関するローンの借換にもご利用できます。	10万円以上 500万円以下	10年以内
	カーライフローン	自動車、自動二輪の購入資金のほか、修理・車検費用・カー用品の購入、運転免許取得資金、他金融カーライフローンの借換資金にもご利用できます。	10万円以上 500万円以下	8年以内
	リフォームローン	自宅の増改築、修繕、電化対応、エコ給湯対応、バリアフリー等にかかる資金。他金融機関のリフォーム資金の借換資金。但し、店舗改装等の事業性資金は除く。	10万円以上 500万円以下	10年以内
	フリーローン チョイス	お使いみちは自由です。(※事業性資金は除きます。)	10万円以上 300万円以下	7年以内
事業所向け融資	割引手形	一般商業手形の割引により、運転資金等にご利用ください。	—	—
	手形貸付	仕入資金・買掛金決済・人件費支払いなど、短期に必要な資金にご利用ください。	—	—
	証書貸付	建物・機械設備・車両購入など、長期に亘って必要な資金にご利用ください。	—	—

手数料一覧

(平成 26 年 7 月 1 日現在)
※金額はすべて消費税を含みます。

【為替手数料】

手数料種類	消費税込手数料				
	当組合宛		他行宛		
	組合員	非組合員	組合員	非組合員	
振込窓	5万円未満 (1件)	108円	216円	324円	648円
	5万円以上 (1件)	216円	432円	540円	864円
代金取立*1	当組合本店宛 (1件)	108円	216円	-	-
	他行宛 普通扱 (集手・期近)	-	-	540円	648円
	至急扱 (個別取立1件)	-	-	756円	864円
その他*2	不渡手形返却料 (1通)	1,080円			
	取立手形組戻料 (1通)	1,080円			
	取立手形店頭提示料 (1件)	1,080円			
	送金・振込の組戻料 (1件)	1,080円			

【預金関係手数料】

手数料種類	消費税込手数料
当座預金	
小切手用紙 (1冊50枚綴)	1,080円
約束手形用紙 (1冊50枚綴)	1,080円
マル専手形用紙 (1枚)	432円
マル専口座開設費用	1,080円
再発行	
証書・キャッシュカード・通帳	各1,080円
出資証券	540円
自己宛小切手発行 (1枚)	540円
残高証明書 (預金 / 貸付 / 出資金)・利息証明書発行 *3	648円
預金取引記録発行 *4	1,080円 *5

【個人情報開示に関する手数料】

手数料種類	消費税込手数料
残高等に関する事項 (1項目につき) *6	1,080円
取引履歴に関する事項 (1科目につき) *6	3,240円 *7

- *1 代金取立手数料は、代金取立手形・割引手形・担保手形に限定させていただきます。ただし、振出日が到来していない小切手 (先日付小切手) をお預かりする場合は、標記の手数料をいただきます。
- *2 送金小切手による送金手数料は、至急扱い1件864円・普通扱い1件648円いただきます。
- *3 お客さま指定の様式にて発行する場合は各1,080円となります。又郵送による場合は、実費をいただきます。
- *4 郵送による場合は別途648円をいただきます。
- *5 期間が5年を超える場合は3,240円となります。
- *6 郵送により開示内容をお送りする場合は別途648円いただきます。
- *7 期間が5年を超える場合は1か月につき432円追加となります。

【窓口両替手数料】

手数料種類	取扱い枚数 (紙幣+硬貨)	消費税込手数料
両替 (金指指定支払を含む)	1枚~50枚	無料
	51枚~1,000枚	324円
	1,001枚~2,000枚	648円
	2,001枚以上	972円 *8

*8 3,001枚を超えると1,000枚毎に324円追加となります。

【融資関係手数料】

手数料種類	消費税込手数料	
融資事務手数料 (融資開始時)	預金担保融資	1,080円
	預金担保以外の融資	5,400円
	代理貸	3,240円
不動産担保設定手数料	①新規設定	
	・設定額 1億円未満	16,200円
	・設定額 1億円以上	32,400円
	②設定変更 (1件)	10,800円
	③未実行	実費
貸付条件変更手数料	預金担保	540円
	その他	2,700円
繰上償還手数料	一部繰上償還 (1回)	2,700円
	全部繰上償還 (1件)	5,400円
公正証書作成費用	実費	
登記設定費用	実費	
融資証明書発行	5,400円	
証書貸付払込明細表再発行	540円	
しくみローン	実行手数料	1,080円
	一部繰上げ返済	1,080円
	全額繰上返済	2,160円
	印紙代	実費

【夜間金庫の利用手数料】

手数料の種類	消費税込手数料
夜間金庫	
利用基本料金	月額 4,320円
バック利用料	1個 6,480円
バック一時利用料	1個 6,480円
バック再交付利用料	1個 6,480円

【その他の利用手数料】

手数料の種類	消費税込手数料	
給与振込	当組合宛 (1件)	108円
	他行宛 (1件)	216円
国債保護預り	年間	1,296円
出資配当金額収書再発行	1枚	54円
外国為替送金手数料	全国信用協同組合連合会の外国為替代理店業務として外国送金の取り次ぎを致します。なお、送金手数料等については窓口担当者にお問い合わせください。	

ATM ご利用時間と手数料

セブン銀行

取扱内容	利用時間	手数料	
支払金	平日	0:00 - 8:45	108円
		8:45 - 18:00	無料
		18:00 - 24:00	108円
	土曜	0:00 - 9:00	108円
9:00 - 14:00		無料	
14:00 - 24:00		108円	
日曜・祝日	0:00 - 24:00	108円	
残高照会	平日	無料	
	土曜		
	日曜・祝日		

ゆうちょ銀行

取扱内容	利用時間	手数料	
支払	平日	0:05 - 8:45	216円
		8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 23:55	216円
	土曜	0:05 - 9:00	216円
		9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 23:55	216円
	日曜・祝日 12/31	0:05 - 21:00	216円
1/1 - 1/3	7:00 - 21:00	216円	
入金	平日	7:00 - 8:45	216円
		8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 21:00	216円
	土曜	9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 17:00	216円
		日曜・祝日 12/31	9:00 - 17:00
	1/1 - 1/3	9:00 - 17:00	216円
残高照会	平日	無料	
	土曜		
	日曜・祝日 12/31		
1/1 - 1/3	7:00 - 21:00		

VIEW ALTTE (ビューアルッテ)

取扱内容	利用時間	手数料	
支払	平日	0:00 - 8:45	216円
		8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 24:00	216円
	土曜	0:00 - 9:00	216円
		9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 24:00	216円
日曜・祝日	0:00 - 24:00	216円	
残高照会	平日	無料	
	土曜		
	日曜・祝日		

その他提携金融機関

取扱内容	利用時間	手数料	
支払 (入金)	平日	8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 21:00	216円
	土曜	9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 17:00	216円
残高照会	日曜・祝日	9:00 - 17:00	216円
	平日	8:45 - 21:00	無料
		土曜	
日曜・祝日	9:00 - 17:00		

注意事項:

- ・次の時間帯の取扱はできません。
 1. 毎日0:00~0:01、4:00~4:10
 2. 毎月第2・4日曜日の0:00~7:00
 3. 毎月第1・3金曜日の23:50~土曜日の0:10
 ※金曜日が祝日の場合は、木曜日から金曜日の同時間とします。
- ・前記3.に続く日曜日の23:50~月曜日の0:10
- ・※月曜日が祝日または振替休日の場合は、月曜日から火曜日の同時間とします。
- ・しくみお得ねっと提携信用組合において指定サービス時間内 (平日8:45-18:00 土曜9:00-14:00) の利用手数料が無料でATMのお支払ができます。
- ・相互入金提携金融機関において上記の利用手数料にてATMのご入金ができます。

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

「*」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	【経営管理体制に関する事項】	
【概況・組織】		53. リスク管理体制 *	27
1. 経営方針	3	54. 法令等遵守態勢 *	28
2. 事業の組織 *	5	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	29
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） *	25	56. 当組合と地域社会	21
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	7	【財産の状況】	
5. 自動機器設置状況	7	57. 貸借対照表 *	34
6. 営業地区一覧	7	58. 損益計算書 *	37
7. 組合員数	1	59. 剰余金処分（損失金処理）計算書 *	38
8. 子会社の状況	該当事項なし	60. リスク管理債権及び同債権に対する保全額	11
【主要事業内容】		61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	12
9. 主要な事業の内容 *	43	62. 自己資本の充実の状況（自己資本比率明細） *	13
【業務に関する事項】		63. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	40
10. 事業の概況 *	9	64. 外貨建資産残高	取扱いなし
11. 経常収益 *	9	65. オフバランス取引の状況	取扱いなし
12. 業務純益	41	66. 先物取引の時価情報	取扱いなし
13. 経常利益（損失） *	9	67. オプション取引の時価情報	取扱いなし
14. 当期純利益（損失） *	9	68. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	42
15. 出資総額、出資総口数 *	9	69. 貸出金償却の額 *	42
16. 純資産額 *	9	70. 会計監査人による監査 *	39
17. 総資産額 *	9	【バーゼルⅡ第3の柱の開示項目】	
18. 預金積金残高 *	9	定性的な開示事項	
19. 貸出金残高 *	9	71. 自己資本調達手段の概要 *	13
20. 有価証券残高 *	9	72. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 *	13
21. 単体自己資本比率 *	9	73. 貸倒引当金の計上基準 *	20
22. 出資配当金 *	9	74. リスク・ウエイトの判定に使用する	
23. 職員数 *	9	適合格付け機関等の名称 *	20
【主要業務に関する指標】		75. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び	
24. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	41	手続きの概要 *	20
25. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 *	41	76. リスク管理の方針及び手続きの概要 *	20
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、		77. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する	
利回り、資金利鞘 *	40	手法の名称 *	20
27. 受取利息、支払利息の増減 *	41	78. 出資その他これに類するエクスポージャー又は	
28. 役員取引の状況	41	株式等エクスポージャーに関するリスク管理の	
29. その他業務収益の内訳	41	方針及び手続きの概要に関する事項 *	20
30. 経費の内訳	41	定量的な開示事項	
31. 総資産経常利益率 *	40	79. 自己資本の充実度に関する事項 *	15
32. 総資産当期純利益率 *	40	80. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な	
【預金に関する指標】		種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別） *	16
33. 預金種目別平均残高 *	41	81. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高	
34. 預金者別預金残高	41	及び期中の増減額 *	17
35. 定期預金種類別残高	41	82. 業種別の貸出金償却の残高等 *	17
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	83. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 *	17
37. 職員1人当り預金残高	40	84. 信用リスクの削減手法が適用されたエクスポージャー *	18
38. 1店舗当り預金残高	40	85. 貸借対照表計上額及び時価 *	18
【貸出金等に関する指標】		86. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 *	18
39. 貸出金種類別平均残高 *	42	87. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で	
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	42	認識されていない評価損益の額 *	38
41. 貸出金利区分別残高 *	42	88. 貸借対照表及び損益計算書で	
42. 貸出金使途別残高 *	42	認識されない評価損益の額 *	38
43. 貸出金業種別残高・構成比 *	42	89. 金利リスクに関する事項 *	15
44. 預貸率（期末・期中平均） *	41	【その他業務】	
45. 消費者ローン・住宅ローン残高	42	90. 内国為替取扱実績	43
46. 代理貸付残高の内訳	43	91. 外国為替取扱実績	取扱いなし
47. 職員1人当りの貸出金残高	40	92. 公共債窓販実績	取扱いなし
48. 1店舗当り貸出金残高	40	93. 公共債引受額	取扱いなし
【有価証券に関する指標】		94. 手数料一覧	45
49. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし	【その他】	
50. 有価証券の種類別平均残高 *	42	95. 沿革・歩み	6
51. 有価証券種類別残存期間別残高 *	42	96. 総代会等に関する情報開示	24
52. 預証率（期末・期中平均） *	41	97. 報酬体系について	26
		98. 主要な商品・各種サービスのご案内	44



YOKOHAMA CHUO

横浜中央信用組合

〒231-0048 神奈川県横浜市中区蓬萊町2丁目3番地
TEL : 045-251-6921(代表) FAX : 045-252-6718

